

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R4.3.15	R4.3.18	東京地方裁判所固定資産評価審査決定取消請求事件の判決正本（口頭弁論終結日 令和3年9月9日）。ただし、以下を除く。 1 特定の個人・法人・団体の氏名、名称及び住所並びにこれらを特定できる情報 2 納税者の保有する不動産等の所在地、家屋番号、建物番号及び納税通知書番号等特定の個人・法人・団体を識別できる税務情報 3 本税額、滞納税額、延滞金額、差押財産の内容等特定の個人・法人・団体を識別することはできなくても、公にすることにより、なお当該個人等の権利利益を害するおそれがある税務情報	40		1												(7条6号) 税務調査等において収集したこれらの情報（奥行価格補正率、修正後単位地積当たり評点数等）は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。	東京都固定資産評価審査委員会